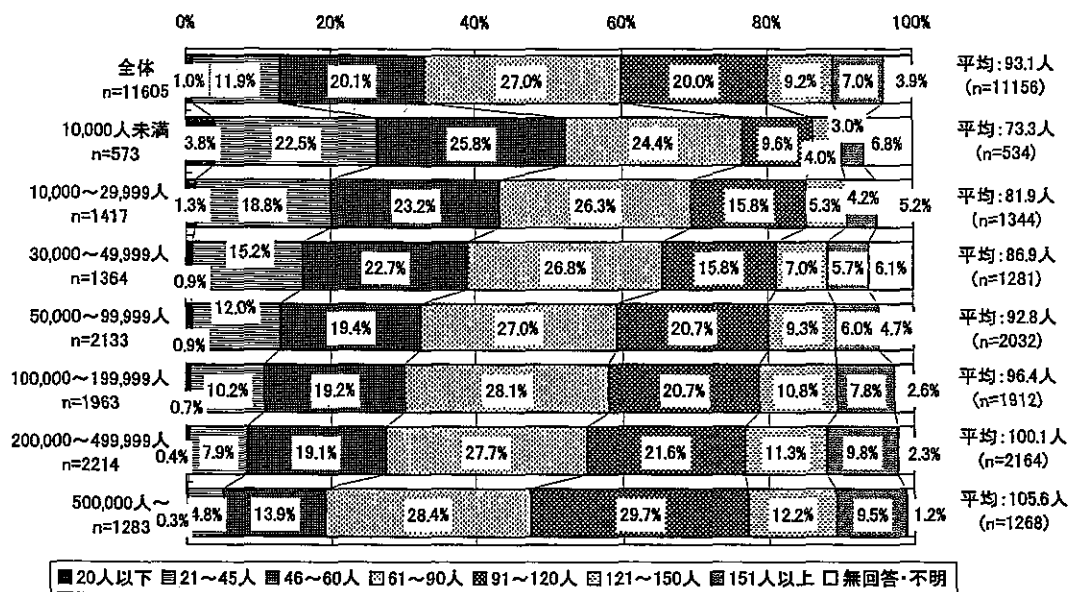


4. 定員・現員

(1) 人口規模別 定員総数

定員の平均値は93.1人。人口規模別に定員総数をみると、人口1万人未満の地域では91人以上の保育所が16.6%であるが、50万人以上の地域では51.4%と半数以上を占めている。人口規模の小さいところは定員の小規模な保育所が多く、人口の多い地域ほど大規模な保育所が多いといえる。

図表 2-1-5 人口規模別 定員総数：数値回答



(2) 人口規模別 年齢別 現員数

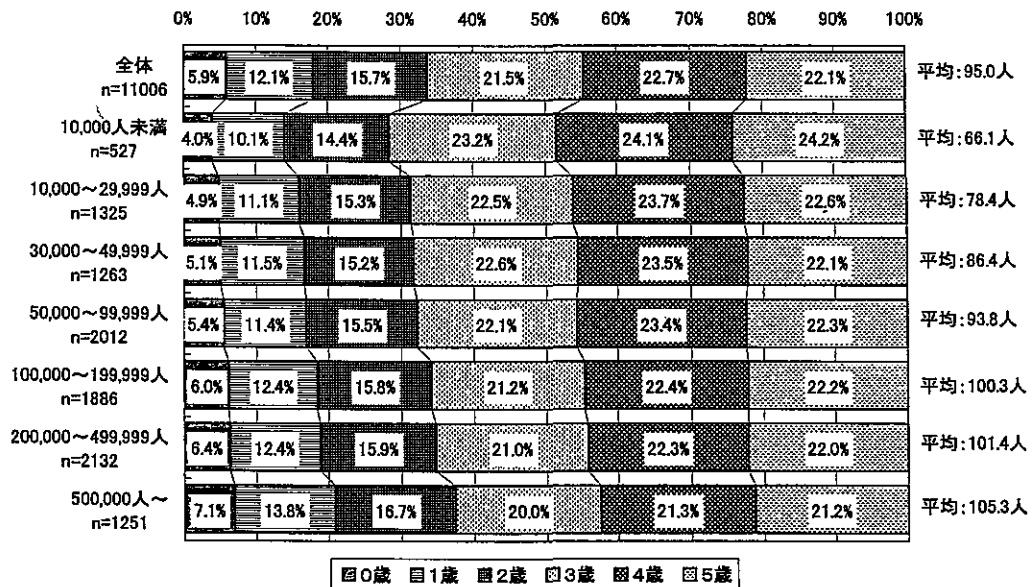
年齢別の現員数については、0～2歳の割合は低く、特に0歳児は5.9%と1割に満たない。

人口規模別にみると、現員数に占める0～2歳児の割合が、1万人未満の地域では28.5%に対し、50万人以上の地域では37.6%となっており、人口が多いほど徐々に0～2歳児の占める割合が高い結果になっている。

さらに上記の定員数と現員数の差を見ると、5万人未満の自治体では定員数が現員数を上回り、5万人以上の自治体では現員数が定員数を上回っている。

この結果から、すでに過疎地等、小規模な地域で定員割れの傾向が生じている一方、都市圏など人口の多い地域では待機児童対策等による定員の弾力受入れが進められている状況が推測できる。

図表 2-1-6 人口規模別 年齢別 現員数：数値回答



1 利用者の立場に立った福祉制度の構築

1 サービスの利用制度

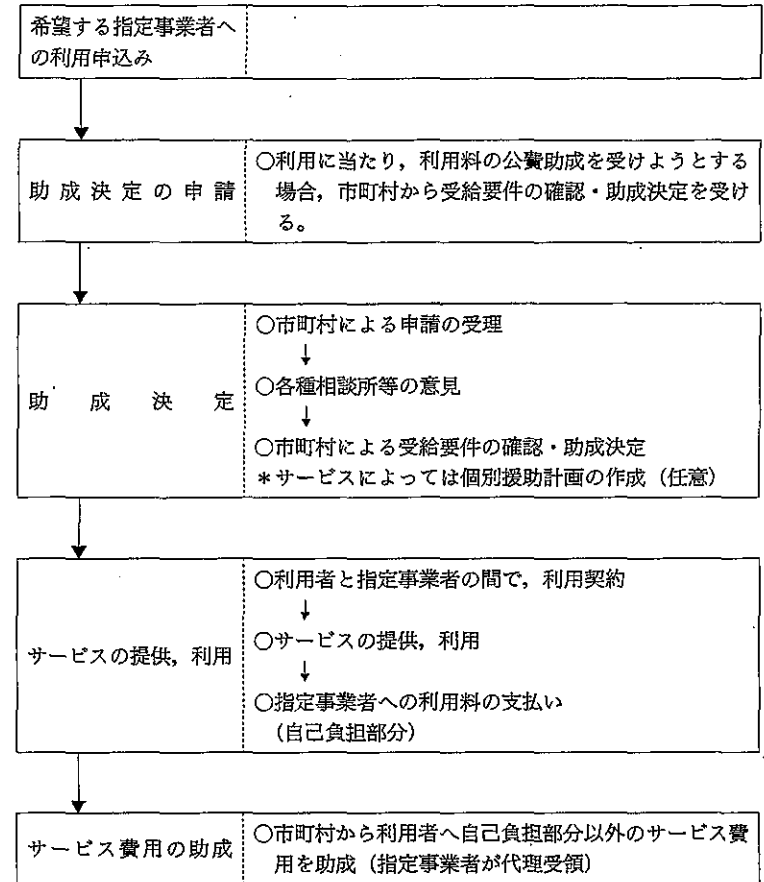
1 契約による利用制度への転換

契約による利用制度への転換により、利用者の選択や権利性が確保され、事業者の創意工夫を活かした経営が可能となる。

契約による利用制度	措置制度
1 市町村等の立場 契約による利用制度の管理者 (基盤整備, 利用料助成)	措置の実施者
2 サービス利用の決定 利用者と事業者の合意	市町村が独自に決定
3 費用負担 利用者 [市町村が利用者負担を除く部分を助成 (市町村の助成に対しては, 国及び都道府県が一定割合を補助)]	市町村
4 公費負担形式 助成金 (利用者補助) ○市町村が利用者ごとに給付額を決定 ○事業者が代理受領 ○使途制限なし (報酬) ○サービス内容に応じた一律単価	措置委託費 (事業者補助) ○使途制限あり (委託費) ○定員規模等により区分された単価 ○供給主体の体制等に応じた加算制度あり
5 利用者負担 自己負担 (簡素化された所得段階別定額負担)	費用徴収 (応能負担, 0円~全額)
6 事業者 指定事業者	委託事業者
7 不服審査 申請却下決定, 助成取消, 給付内容に対して可能	措置決定, 解除, 停止, 変更処分に対して可能

※利用制度になじまない制度については, 措置制度を存続する。

2 利用制度における手続きの流れ (典型的な例)



3 利用者支援に関する仕組みの充実・強化

契約による利用に伴い、本人の適切な選択によるサービス利用を支援するため、権利擁護、苦情解決、サービス評価、事業の透明性の確保の仕組みを充実・強化する。

契約による利用制度	措置制度
1 選択の支援、権利擁護 ①地方公共団体の情報提供を義務づけ ②在宅介護支援センター、障害者生活支援事業等 ③契約の適正化 (標準的な契約例の策定、虚偽・誇大広告の禁止等の基本原則の明定) ④地域福祉権利擁護制度(仮称)を社会福祉事業に位置づけ ⑤成年後見制度	○在宅介護支援センター、障害者生活支援事業等
2 苦情解決の仕組み ①施設内での苦情解決 (第三者の立会いによる話し合い) ②第三者機関の設置 (調査、改善方策の話し合い) ③行政監査の重点化、効率化 (定期監査、随時監査)	○行政監査
3 サービスの質の向上と評価 ①施設サービスの最低基準、在宅福祉サービスの指定基準 (サービスの提供過程の重視) ②第三者評価のための基準の策定 ③第三者評価機関による評価の実施	○施設サービスの最低基準、在宅福祉サービスの指定基準
4 事業の透明性の確保 ①事業者、事業運営の理念、サービスの実施体制、第三者評価の結果、財務諸表等の公開を義務づけ ②第三者評価機関による評価結果の公表を義務づけ	○情報公開は任意

2 利用者保護の仕組み

1 地域福祉権利擁護制度(仮称)の創設

契約による利用制度の下で、自己決定能力の低下した者のサービス利用を支援するために、成年後見制度の補完として地域福祉権利擁護制度(仮称)を設ける。

また、当該事業については、新たに社会福祉事業として位置づける。

①対象者

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等で自己決定能力が低下していることにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者。

②援助の内容

- ・ 地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する。
- ・ 利用者の参加を得て策定する「自立支援計画」に基づき、実施主体が利用契約を締結し、個々の契約内容に基づいた援助を生活支援員(仮称)が行う。

援助内容の例示

《福祉サービスの利用援助》

- ・ 情報提供、助言
- ・ 手続きの援助
 (申込み手続き同行・代行、契約締結)
- ・ 福祉サービス利用料の支払い等
- ・ 苦情解決制度の利用援助

※ なお、実施主体の判断により、利用者の状況に応じて、日常的な金銭管理等を行う。

③生活支援員(仮称)

社会福祉士、精神保健福祉士等

④契約締結審査会等

・ 事業の信頼性や安定性を確保し、利用者が安心して利用できるよう、次の機関を設置する。

(ア) 契約締結審査会

…契約内容や本人の意思能力等の確認を行う。

(イ) 運営監視委員会

…適正な運営を確保するための監督を行う第三者的機関

(参考)

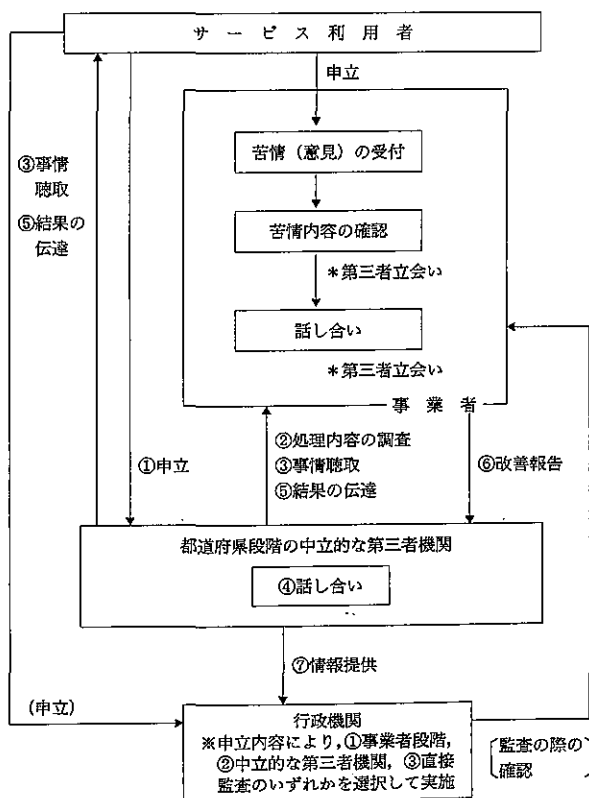
○都道府県社会福祉協議会が実施するものについて

- ・平成 11 年度概算要求額 1,006 百万円
- ・実施時期 平成 11 年 10 月
- ・実施体制 利用者の利便性を考慮し、窓口業務は基幹的な市町村社協で行う。

2 苦情解決の仕組みの整備

苦情の解決については、できるだけ当事者間の自主的な話し合いによる解決を促進する観点から、事業者段階での取組みを促すとともに、事業者段階で解決が困難な事項に関しては、都道府県段階に設置する中立的な第三者機関において調整する仕組みを整備する。

【概要】



3 サービスの質の確保

サービスの質を確保するため、その考え方を明確化するとともに、サービス基準の設定や第三者評価の導入を図る。

○福祉サービスの質の確保に関する方策

(ア) 質の確保に関する基本的考え方の明確化

- (例) ○福祉に関する科学的知見に基づくサービスの提供
- 個人需要に着目した支援計画に基づくサービスの提供
- 定期的なサービスの評価によるサービスの改善

(イ) サービス基準の設定

(盛り込むべき事項の例)

- サービスの提供過程 (利用者の状況把握、個別支援計画の作成など)
- サービスの評価
- サービス改善のための措置
- サービス提供における専門職の位置づけ
- 外形的基準 (施設・設備、人員配置等)

(ウ) 第三者によるサービス評価のための基準の設定

(エ) 第三者によるサービス評価の実施

※ 「福祉サービスの質に関する検討会」において具体的な検討を行い、平成 11 年 2 月までに基本的考え方を整理する。

4 情報開示・提供体制の整備

契約による利用制度への転換に伴い、事業運営の透明性の確保、サービス利用者の選択及び安心感の確保に資するため、

- (1)社会福祉法人の業務、財務等に関する情報の開示の義務づけ
- (2)サービス利用者が必要な情報を入手しやすい情報提供体制の整備を行う。

1 社会福祉法人の開示情報の内容 (例)

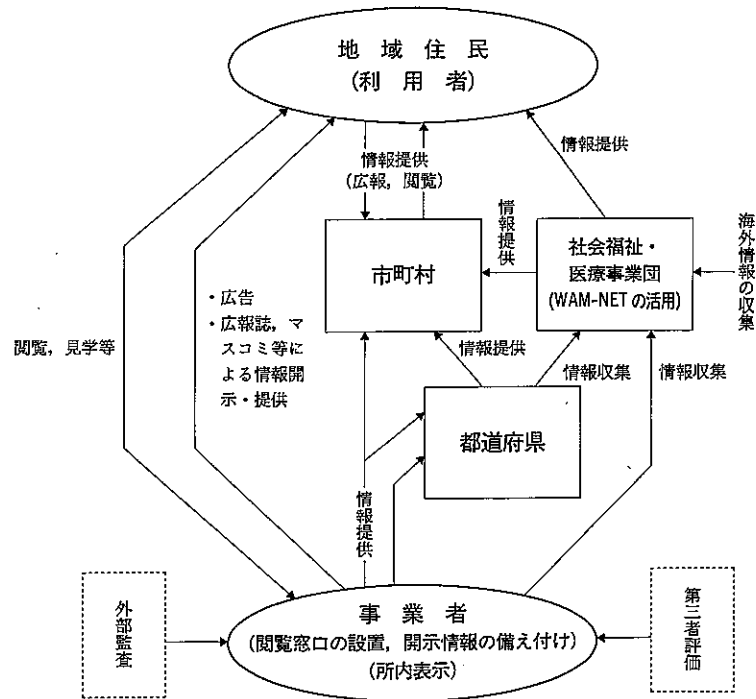
【社会福祉法人関係】

- ①施設の名称・所在地等 ②運営体制（役員等の状況） ③実施事業の種類
- ④施設及び設備の状況 ⑤財務諸表等 ⑥監事監査事項 等

【事業関係】

- ①事業経営の理念 ②運営状況 ③サービス提供体制、職員の資格等の状況
- ④サービス利用の手続、利用料 ⑤第三者評価の状況 等

2 サービス利用者への情報提供体制 (概要)



病院機能評価の方法

書面審査：病院が事前に記入する

- (1) 病院機能の現況調査票
 - ① 施設基本票
 - ② 部門別調査票
 - ③ 診療機能調査票
 - ④ 経営調査票
- (2) 自己評価調査票
 - ① 病院組織の運営と地域における役割
 - ② 患者の権利と安全の確保の体制
 - ③ 療養環境と患者サービス
 - ④ 医療提供の組織と運営
 - ⑤ 医療の質と安全のためのケアプロセス
 - ⑥ 病院運営管理の合理性
 - ⑦ 精神科に特有な病院機能
(精神病床を有する場合)
 - ⑧ 療養病床に特有な病院機能
(療養病床を有する場合)

訪問審査：評価調査者が訪問し調査する

調査者による病院管理者等との面接および病院の各部署への訪問によって、「書面審査」の自己評価調査票と同様の項目を調査する。

[調査項目]

- ① 病院組織の運営と地域における役割
- ② 患者の権利と安全の確保の体制
- ③ 療養環境と患者サービス
- ④ 医療提供の組織と運営
- ⑤ 医療の質と安全のためのケアプロセス
- ⑥ 病院運営管理の合理性
- ⑦ 精神科に特有な病院機能
(精神病床を有する場合)
- ⑧ 療養病床に特有な病院機能
(療養病床を有する場合)

(財) 日本医療機能評価機構

[評価の審査と認定証の発行]

評価部会が調査者の報告書を検討

↓
評価委員会が評価部会の審査結果を審議

↓
担当理事会が評価委員会の審議結果を審議・承認

↓
認定書の発行